

簡易共同研究に係る確認事項

申請者（以下「甲」という。）と埼玉県茶業研究所（以下「乙」という。）は次の各条に従い簡易共同研究を実施するものとする。

（共同研究の分担）

第1条 甲及び乙は、それぞれ分担した研究については、各自が管理を行うものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究に要する費用を負担する。

（研究試料の取扱い）

第2条 甲及び乙は、本共同研究を実施するにあたり、必要な範囲内において、相手方にその所有する研究試料の提供を要請することができるものとする。

2 前項により提供された研究試料及び当該研究試料の派生物（交雑後代は含まない。）（以下「当該研究試料等」という。）の所有権は提供者が有し、これに関する権限は本契約により一切の制限を受けないものとする。

3 前項に定める当該研究試料等の取扱いについては、関連する法令、規程及び規則等に従い、認められる範囲内で取り扱わなければならない。また、使用及び保管について当該法令の手続きが必要な場合は、当該法令に従って手続きを行わなければならない。

4 甲及び乙は、当該研究試料等を適切に管理し、簡易共同研究申請書に定める研究目的にのみ使用するものとし、これ以外に複製又は増殖等を行ってはならない。また、当該研究試料等を参加研究員以外の者に使用させてはならない。

5 甲及び乙は、当該研究試料等が不要になったとき、研究期間の終了により本共同研究が終了したとき、又は本共同研究が中止されたときは、提供者の指定する方法で返却又は廃棄するものとする。

6 甲及び乙は、当該研究試料等が、不充分性、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、当該研究試料等の利用によって損失が生じる場合は、それぞれの責任で当該損失を処理するものとする。

（参加研究員の派遣等）

第3条 甲及び乙は、自己の参加研究員を相手方に派遣して、相手方が管理する設備、備品、研究試料等（以下「設備等」という。）を無償で使用し本共同研究を行うことができる。

2 前項に基づき派遣された者は、受け入れ側の規程及び規則等を遵守しなければならない。

- 3 甲及び乙は、相手方から本共同研究の実施に際して、設備等を持ち込む必要がある旨申し出があった場合には、これを認めることができる。
- 4 甲及び乙は、自己の参加研究員が、相手方が管理する設備等を使用するとき、相手方の指示及び規程・規則に従うために必要な措置をとらなければならない。また、自己の参加研究員が派遣先の相手方施設において事故や災害に遭遇したときは、事後の対応及び調査について、相手方に協力しなければならない。
- 5 甲又は乙は、本共同研究の用に供するため、自己の所有に係る設備を相手方（以下「受入者」という。）の要望により貸出するものとし、受入者は原則として当該設備を無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、受入者は、受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管に当たらなければならない。
- 6 甲及び乙の参加研究員は、本共同研究が終了するまでは、相手方が提供した設備等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- 7 相手方の参加研究員の故意又は重大な過失により、自己が管理する設備等又は当該相手方に持ち込んだ設備等に損害を被ったときは、損害賠償を請求できるものとする。

（研究の中止又は期間の延長）

第4条 甲及び乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、双方協議の上、本共同研究を中止し又は研究期間を延長することができる。

- 2 受入者は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、前条第5項の規定により相手方から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で相手方に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬入に要する経費の負担は、甲乙協議の上で定めるものとする。

（研究成果の報告）

第5条 甲及び乙は、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果についての共同研究成果報告書を、本共同研究終了の翌日から30日以内に作成するものとする。

（研究成果の公表）

第6条 甲及び乙は、原則として、本共同研究に係る成果を公表する。ただし、甲又は乙から公表しないよう申出があった場合には、公表しないこととすることができる。

- 2 甲及び乙は、本共同研究に係る研究成果を公表する場合には、その内容及び時期について、相手方と協議の上、これを決定するものとする。

3 前項の規定は、本契約の終了後も3年間有効に存続する。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本共同研究において相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示の際に秘密である旨開示され開示後30日以内に書面で相手方に通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、参加研究員及び自己に属する本共同研究の管理等のため秘密情報を知る必要のある者以外に開示し又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- 一 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- 二 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
- 三 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
- 五 秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 甲及び乙は、秘密情報（前項ただし書に掲げるものを除く。）につき、裁判所又は行政機関（以下「裁判所等」という。）から法令に基づき開示を命じられたときは、次の各号の措置を講じることが条件に、当該裁判所等に対して当該情報を開示することができる。

- 一 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること
- 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
- 三 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること
- 四 開示に際して、法令等の定めに従い当該情報の秘密を保持する手続きを取ることができる場合は、相手方と協議の上当該手続きを取ること

3 甲及び乙は、秘密情報（第1項ただし書に掲げるものを除く。）を本共同研究及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

4 前3項の規定は、本契約の終了後も3年間有効に存続する。

(ノウハウの指定)

第8条 甲及び乙は、研究成果のうちノウハウに該当するものが発生した場合には、速やかに双方で協議を行い、書面で指定し、これを秘密として保持するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間、及びノウハウに関する権利の持分を明示するものとする。

- 3 前項の秘匿すべき期間は、双方で協議を行い、決定するものとし、前条第4項の規定にかかわらず、原則として、本共同研究が終了した日の翌日から起算して3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、双方で協議を行い、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(個人情報に関する秘密保持等)

第9条 甲及び乙の参加研究員は、本共同研究に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を本共同研究の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 甲及び乙の参加研究員は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 前二項については、本共同研究が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第10条 甲及び乙は、本共同研究を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ本共同研究の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第11条 甲及び乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、相手方に対し当該事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(共同研究終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第12条 甲及び乙は、本共同研究が終了したときは、本共同研究において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、相手方より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 甲及び乙は、本共同研究における甲及び乙の研究課題データのほか、参加研究員の個人情報を取扱う際にはプライバシーの保護に十分に配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

(協議)

第14条 本書面に定めるもののほか、研究成果の取扱いその他必要な事項については、民法その他の関係法令に従い甲乙協議のうえ、定めるものとする。